

生物多様性かれさき戦略

～人と生き物つながりプラン～



川崎市

はじめに

私たちの暮らしは、食べ物や水、地域文化やレクリエーションなど、生物多様性がもたらす様々な恵みに支えられています。私たちが住む川崎市にも、高尾山麓から三浦半島まで続く丘陵、多摩川をはじめとした河川、そして海といった自然環境があります。こうした自然環境に多くの生き物が育まれているとともに、身近な住宅街や公園にも、様々な生き物が息づいています。



一方、暮らしが便利になる中で、生き物の生息・生育環境が減少し、多様な生き物とそれらのつながりである生物多様性の損失は続いているとされており、身近な地域においても保全の取組が求められています。

今回、改定した「生物多様性かわさき戦略」では、生物多様性の重要性を市民の皆様によりわかりやすく伝えるとともに、市内河川流域の特徴など、本市の地域特性を踏まえて取組を進めることとしており、これらの取組により、戦略の基本理念にある「多様な緑と水 人や生き物がつながり 都市と自然が共生するまち かわさき」をめざしてまいります。

私たちの暮らしに欠かせない生物多様性を保全し、将来の世代に引き継いでいくことが重要ですので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4（2022）年3月

川崎市長

福田 紀彦

目次

第1章 川崎市における生物多様性を取り巻く状況について.....	1
1 戦略の改定の趣旨.....	1
2 生物多様性について.....	4
3 生物多様性を取り巻く状況.....	8
4 川崎市の概況.....	11
5 川崎市における生物多様性に関連する施策等.....	16
6 生物多様性かわさき戦略におけるこれまでの取組及び課題について.....	18
第2章 戦略改定の基本的な考え方.....	25
1 戦略改定の基本的な考え方.....	25
2 めざす方向.....	26
第3章 戦略の基本的事項.....	28
1 戦略の基本的な考え方.....	28
2 戦略の位置づけ.....	28
3 戦略の期間と対象区域.....	29
4 基本理念と基本方針.....	29
5 将来ビジョン.....	31
第4章 生物多様性の保全に向けた施策.....	36
1 施策別取組方針.....	39
2 基本施策等について.....	41
3 生態系エリアごとの取組の方向性.....	62
第5章 生物多様性の保全の推進と進行管理.....	100
1 各主体に期待される主な役割.....	100
2 進行管理について.....	101
参考資料	103
参考資料1 前戦略における生態系エリア.....	103
参考資料2 生き物の生息・生育環境の地域特性について.....	106
参考資料3 市民・事業者アンケート調査結果概要.....	112
付属資料	118
資料1 川崎市環境審議会開催経過.....	118
資料2 川崎市環境審議会委員名簿.....	119

第1章 川崎市における生物多様性を取り巻く状況について

1 戦略の改定の趣旨

本市では、生物多様性に関する課題のうち、市域の地域特性と生態系の多様性に着目し、生物多様性からもたらされる恵みを持続的に享受し、潤いのある豊かな地域を形成していくために、生物多様性の保全に取り組む意義、戦略の持つ役割を踏まえて、平成 26（2014）年度に生物多様性基本法に基づく地域戦略として、「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～」（以下「前戦略」という。）を策定しました。前戦略については、「多様な緑と水 人や生き物がつながり 都市と自然が共生するまち かわさき」を基本理念とし、3つの基本方針「人と生き物をつなげる」、「生き物をつなげる」、「情報をつなげる」を掲げ、基本方針ごとに7つの施策別取組方針を定め、重要かつ先行的な取組として、それぞれリーディング・プロジェクトを設定するとともに、地域特性を踏まえた生態系エリアを設定し、取組を進めてきました。

生物多様性を取り巻く状況については、国際的には、平成 27（2015）年に国連において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、この中で「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられているとともに、令和 2（2020）年までの国際目標である「愛知目標」の次の目標の決定に向け、COP15（生物多様性条約第15回締約国会議）での策定に向けた取組が進められており、同様に、平成 24（2012）年に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」の次期国家戦略の策定に向けて議論が進められているところです。

このような状況とともに前戦略が令和 2（2020）年度に目標年度を迎えることから、本市は令和元（2019）年 5 月に川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）に、「生物多様性かわさき戦略の改定の基本的な考え方」について諮問を行い、本市の地域特性やこれまでの取組状況等を踏まえた、幅広い見地からの審議を経て、令和 3（2021）年 2 月に審議会から答申をいただきました。

【答申の要旨】

- ・今後の取組の推進には、生物多様性を市民にわかりやすく伝え、生物多様性が身近なものであり、関わりを日常の中で捉えてもらうことが重要
- ・前戦略の枠組みを維持し、生物多様性保全の取組を位置づけるとともに、市内河川の流域に着目し取組を検討することが重要
- ・リーディング・プロジェクトを着実に進めるとともに、戦略的な取組の位置づけが重要

また、令和 3（2021）年 2 月には、本市の環境行政の基本指針である「川崎市環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）が改定され、環境基本計画と環境分野の個別計画の役割分担を整理、明確化したことから、新たな環境基本計画の枠組みに対応するとともに、社会状況の変化や審議会からの答申を踏まえて、戦略の改定をするものです。

（１）生物多様性の保全に取り組む意義及び戦略の役割

本市において、生物多様性の保全に取り組むことの意義については、次のとおりです。

○地球環境への配慮の推進

地球温暖化の進行は、生態系のバランスを崩す要因の一つとなっている。また、生き物にとって重要な生息・生育環境である緑は、同時にCO₂の吸収源でもある。環境先進都市として総合的に環境問題に取り組んできた本市としては、引き続き地球温暖化対策と生物多様性の保全を含めて総合的に取り組むことに意義がある。

○次世代への継承

市街化が進展している本市においても、多摩丘陵や多摩川、海等の自然環境に、人と生き物とが関わりながら育まれてきた固有の景観が残っている。これらの自然環境等を通じた生き物とのふれあいを通して、市民が生き物との関わりを再認識するとともに、環境に配慮した活動や取組の輪を広げることで“ふるさと川崎”の姿を次世代に継承していくことに意義がある。

○広域的な視点

生き物は様々な自然環境や生き物同士の関わりによって存在し、その生息・生育環境は、緑や水等の様々な環境要素が有機的につながって存在しており、土地利用や行政界を越えた広域的な視野を持つことも重要である。これまでも取り組んでいる多摩川や多摩・三浦丘陵等における広域連携をはじめとする近隣他都市や多様な主体と連携した取組を進めるとともに、生き物の生息・生育環境の連続性の確保に向け、引き続き取り組んでいくことに意義がある。

○持続可能な都市づくり

都市化が進行する中で、人と生き物との調和を図っていくことが大切であり、残された自然環境を保全、活用し、生き物の生息・生育環境の再生を図るとともに、生物多様性に配慮した行動の促進や自然環境と調和した都市活動により、持続可能な都市づくりに向けて取り組んでいくことに意義がある。

○魅力あるまちづくり

市内の農地や緑地等に存する生物資源は、経済、文化、レクリエーション等における地域固有の資源である。市域の生物多様性の価値を正しく認識・利活用することで、市民とともに魅力あるまちづくりに取り組み、市域内外に向けて本市の魅力を発信していくことに意義がある。

また、本市において生物多様性の保全に取り組む上での戦略の持つ役割は次のとおりです。

○市の施策を生物多様性の保全という観点で横断的に体系整理し、総合的かつ計画的に施策を推進するための指針とする。

○様々な行政施策に生物多様性への配慮意識の浸透を図る。

○多様な主体との連携に向けて生物多様性の保全においてめざす将来の姿を描いて共有する。

【コラム】生物多様性と SDGs について

SDGs における水の保全、気候変動対策、海域陸域の生態系保全という環境面の取組が、経済・社会面を支えるという考え方が示すように、生物多様性の保全に取り組むことは、SDGs の推進の基盤となるものです。

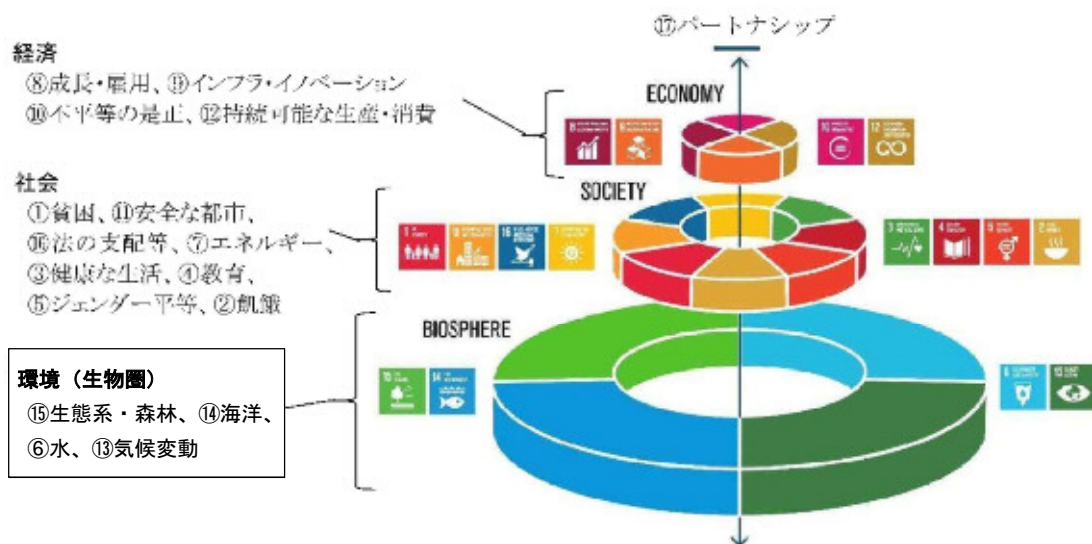
国の国家戦略の改定における課題の抽出や方向性の検討を行うために設置された次期生物多様性国家戦略研究会資料によると、持続可能な開発目標（SDGs）の相互関係等について、次のように説明しています。

17 の目標の相互関係のとりえ方

複数の課題の統合的な解決のために、SDGs の 17 目標の相互関係について様々なとりえ方が提示されている。

環境の観点からは、この相互関係について「環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っている」と、とらえられる（第5次環境基本計画）。

こうしたとりえ方は既に海外で展開されており、特に、上述のヨハン・ロックストロームらが作成した「SDGs ウェディングケーキ」は広く知られている。「環境（生物圏）」に関する 4 目標を土台として「社会」に関する 8 目標が、その上に「経済」に関する 4 目標が成り立っている。



ストックホルム・レジリエンス・センター “How food connects all the SDGs” より
<https://www.stockholmresilience.org/research/research-videos/2018-08-22-how-food-connects-all-the-sdgs.html>

第1回次期生物多様性国家戦略研究会 資料4より抜粋

2 生物多様性について

(1) 定義・意義

生物多様性とは、多くの種類の生き物全てが、複雑に関わり合って存在していることをいいます。地球上に生命が誕生して以来、森林・草地・河川などの様々な自然環境に適応して進化し、現在の多様な生き物とそれらのつながりがつくり上げられてきました。生物多様性条約では、この生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの多様性があるとしています。

私たちの暮らしは、豊かな自然がもたらす恵みを受け取って成り立っています。この自然がもたらす恵みは、多くの生き物が関わり合う生物多様性から得られるものであり、生物多様性が私たちのいのちや暮らしを支えています。



(出典) 「生物多様性広報パネル 自然のめぐみ」(環境省)より

都市化が進み、人口が集中する本市においても、地域特有の自然や文化等が育まれ、様々な自然がもたらす恵みを受け取っていると同時に、市域外の多くの恵みに支えられています。このように、私たちに多くの恵みを与えてくれる生物多様性を、将来の世代に引き継ぐことが大切です。

（２）私たちの生活との関わり

私たちが受け取っている自然の恵みは、「豊かな暮らしの基礎・有用な価値」、「豊かな文化の根源」、「すべての生命の存立基盤」、「自然に守られる私たちの暮らし」の4つの項目に分類されています。それぞれの項目について、本市との関わりとしては次の例が挙げられます。

1 豊かな暮らしの基礎・有用な価値

（食べ物、水、紙、木材、繊維、燃料、医薬品などの原材料の供給）

【食べ物（かわさきそだち）】

人口150万人を超え、産業・工業といったイメージが強い川崎市ですが、実は農地が約530ha（等々力陸上競技場4.4ha、約120個分）存在します。

市では、野菜、果物など様々な農作物が栽培されており、地域で採れた新鮮な農作物を楽しむことができます。



柿生禅寺丸柿
鎌倉時代に発見された、日本で最初の甘柿とされる禅寺丸柿。



菅の「のらぼう菜」
多摩区菅地区の農家が江戸時代から代々受け継いできたアブラナ科の野菜。

2 豊かな文化の根源

（自然と共生してきた知恵と伝統、レクリエーションや観光の場と機会、豊かな文化・芸術、神秘的体験）

【二ヶ領用水】

二ヶ領用水は多摩川における最古級の農業用水の一つとされています。近世から現在に至る川崎発展の歴史を理解するうえで意義深いものであることから、二ヶ領用水の一部（約9.2km）については、令和2（2020）年3月10日付けで、文化財登録（国登録記念物（遺跡関係））されています。

農業・工業用水として利用されてきた二ヶ領用水は、現在市民の方が親しめる空間として一部区間整備され、地域の人々に利活用されています。



多摩区宿河原周辺の二ヶ領用水

3 すべての生命の存立基盤

（酸素の供給、気温・湿度の調節、豊かな土壌、遺伝的多様性の保全、水や栄養塩の循環）

【生田緑地】

クヌギ、コナラ等の雑木林や谷戸部の湿地、湧水等の貴重な資源が市民の方々の継続的な保全活動などにより残されています。多様な在来植物が生息しているほか、ゲンジボタルなど貴重な生き物が生息しています。

生田緑地のようなまとまりのある緑は、蒸散作用による地表面の高温化の防止・改善機能により、ヒートアイランド現象の緩和に寄与しているほか、光合成による酸素の供給・二酸化炭素の吸収により地球温暖化防止にも寄与しています。



ホタルの里



野鳥の森

4 自然に守られる私たちの暮らし

（暴風や洪水による被害の緩和、水源かん養、干ばつ防止、山地災害・土壌流出の防止、病害虫・病原菌の発生の抑制）

【街路樹】

街路樹には、風速を減衰させることにより強風を防ぐだけでなく、風により飛んでくる土ぼこりや塩分、雪などを防ぐ機能や、火災の延焼を緩和する機能があります。



市役所前通りのイチョウ並木

【樹林地、農地及び水辺地等】

樹林地、農地及び水辺地等は、雨水を貯留・浸透する機能（保水力）を有しており、雨水の流出を抑制し、浸水被害の軽減に寄与します。

麻生区黒川付近は緑豊かな三沢川の上流に位置する地域になり、この地域で保水力を低下させないよう緑地の保全を行うことで、下流域にも良い影響を与えていると推測されます。



黒川海道特別緑地保全地区

（３）生物多様性の危機

「生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24（2012）年 9 月）」によると、人間の暮らしに必要な生物多様性の損失は今も継続しているとされています。また、日本では、生物多様性の危機の構造は、4 つに整理できるとされています。第 1 の危機は「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少」、第 2 の危機は「里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」、第 3 の危機は「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」、第 4 の危機は「地球環境の変化による危機」です。

○ 生物多様性に迫る危機

日本の生物多様性は 4 つの危機にさらされています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第 6 の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約 100～1,000 倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

▶ 日本の生物多様性の危機

:: 第 1 の危機

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。

:: 第 2 の危機

里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

二次林や採草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。

:: 第 3 の危機

外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

:: 第 4 の危機

地球環境の変化による危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が 1.5～2.5 度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の 20～30% は絶滅のリスクが高まるといわれています。

図 1-1 生物多様性の危機

（出典：「生物多様性 -Biodiversity- わかる 生物多様性とは」（環境省））

【コラム】外来種について

《外来種とは》

外来種とは、例えばカミツキガメのように、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって持ち込まれた生き物です。外来種の中で地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的な外来種といいます。国では、平成 17（2005）年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を施行し、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等を規制し、必要に応じて国や自治体が特定外来生物の防除を行うこととしています。

《外来種の問題点》

〔生態系への影響〕 外来種が侵入し、新たな場所で生息するためには、餌をとったり葉っぱを茂らせて生活の場を確保したりする場合があります、もともとその場所で生活していた在来の生き物との間で競争が起こります。

〔人の生命・身体への影響〕 毒をもっている外来種にかまれたり、刺されたりする危険があります。

〔農林水産業への影響〕 外来種の中には、畑を荒らしたり、漁業の対象となる生き物を捕食したり、危害を加えたりするものもあります。

《外来種予防三原則》

国では、これ以上外来種等による影響を大きくしないようにするため、被害を予防するための三原則を掲げています。

『入れない』

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに入れない

『捨てない』

飼養・栽培している外来生物を野外に捨てない

『拡げない』

野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

（出典：日本の外来種対策（環境省 HP））

アライグマやミシシippアカミガメなど、ペットとして海外から輸入され、飼われていた外来種が、大きくなって人になつかなくなるなどして野外に捨てられたり逃げたりして、日本中に拡がってしまっている事例もあります。ペットとして、いったん飼い始めたら責任をもって最後まで飼いましょう。

《本市の取組》

本市としては、外来種のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす外来種については、その被害の拡大を防止していかなければと考えています。

また、生き物は特定の種を除いて、自由に移動、拡散するため、何らかの対応が必要と考えられる外来種の対策は、広域的に対応する必要があり、市としては、国や県の動向を踏まえ対応することが重要だと考えています。

こうしたことから、国が掲げる外来種に関わる際の適切な対応の3原則である「入れない」、「捨てない」、「拡げない」について周知するなど必要な情報提供を実施しています。

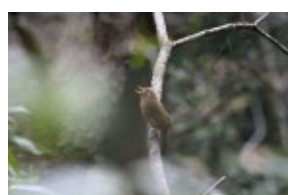
（市内で見つかった外来種（写真：環境省提供））



アライグマ



オオキンケイギク



ガビチョウ



ヒアリ

3 生物多様性を取り巻く状況

(1) 生物多様性条約締約国会議 (COP)

平成 4 (1992) 年にブラジル・リオデジャネイロでの地球サミットで生物多様性に関する条約が採択され、その後、平成 22 (2010) 年に愛知県で開催された COP10 で愛知目標を採択しました。平成 26 (2014) 年に開催された COP12 において決定された愛知目標の中間評価では、取組は全体的に進んでいるものの、愛知目標の達成にはさらに加速する必要があるとされました。さらに、平成 30 (2018) 年に COP14 がエジプトで開催され、次期目標の検討プロセスの採択などがされています。次期目標については、令和 2 (2020) 年に開催予定の COP15 において採択が予定されていました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 (2020) 年 10 月に開催予定であった COP15 が延期され、令和 4 (2022) 年 5 月のポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向けて国際的な議論が進められています。

令和 2 (2020) 年 9 月には、地球規模生物多様性概況第 5 版 (Global Biodiversity Outlook5 (GB05)) ※が公表されました。環境省によると、GB05 に記載されている主なポイントは、「ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標で完全に達成できたものはない」、「達成できなかった理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことを指摘」などとなっています。

※ これまでの GB0、各国から提出された国別報告書、IPBES アセスメント等の既存の生物多様性に関する研究成果やデータを分析し、生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の達成状況について分析した報告書

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年に国連において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中に「持続可能な開発目標 (SDGs)」(以下「SDGs」という。)として 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。国においては、平成 28 (2016) 年に、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が決定され、8 つの優先課題の一つとして「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が定められています。

本市においても、令和元 (2019) 年 7 月に SDGs 未来都市に選定されるなど、SDGs の達成に向け、取組を推進しています。



図 1-2 持続可能な開発目標 (SDGs)

（３）生物多様性国家戦略

国では、平成 24（2012）年に愛知目標を踏まえて、第 5 次となる「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、取組を推進しています。平成 30（2018）年に策定された「第 5 次環境基本計画」では、COP15 で採択予定のポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえて、生物多様性国家戦略の改定が求められており、令和 4（2022）年秋頃の次期国家戦略の策定に向けて、次期生物多様性国家戦略研究会での検討や中央環境審議会での審議が行われています。

（４）第 5 次環境基本計画

平成 30（2018）年に策定された「第 5 次環境基本計画」では、持続可能な社会を実現していくためには、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であるとされています。環境・経済・社会の統合的な向上に向けては、前述した SDGs の他に、グリーンインフラストラクチャー※¹や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）※²、生態系を活用した適応策（EbA）※³など、自然環境や生態系サービスを有効に活用する考えが示されています。

※¹ グリーンインフラストラクチャー：土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会によって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようとする考え方

※² 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）：生態系と生態系サービスを維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える考え方

※³ 生態系を活用した適応策（EbA）：気候変動に対する全体的な適応戦略の一部として生物多様性や生態系サービスの活用など自然環境や生態系サービスを有効に活用する考え方

（５）気候変動対策の動向

気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の減少、移動など生物多様性の損失や自然の恵みの減少につながる可能性があると考えられています。

国際的には、ヨーロッパを中心に令和 32（2050）年までに、二酸化炭素排出量を実質ゼロにする方針を表明する動きが広がり、日本においても、令和 2（2020）年 10 月に、内閣総理大臣が脱炭素社会の実現に向けて「2050 年までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロにする」ことを、令和 3（2021）年 4 月の気候変動サミットでは、「2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減する」ことを表明するなど、脱炭素化に向けた取組が進められています。

本市においては、令和 2（2020）年 11 月に、CO₂排出実質ゼロや使用電力の再生可能エネルギー100%への転換をめざし、2050 年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」を策定しました。また、「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」や国内外の動向を踏まえて、令和 4（2021）年 3 月に、川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定しました。

なお、地球温暖化の進行に伴い、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されています。近年においては、豪雨による浸水や土砂崩れなどの被害が生じており、本市においても、令和元（2019）年 10 月の「令和元年東日本台風」（台風第 19 号）では、浸水による甚大な被害が発生しました。

（６）新しい生活様式への移行

新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年12月の確認後、世界的に感染が広がってきました。国内においても、この感染拡大により、日常生活や社会経済に大きな影響を及ぼしており、新型コロナウイルス対策を取り入れた日常生活である「新しい生活様式」が広がっています。

こうした中、新型コロナウイルスが終息した後の経済対策として、経済復興と脱炭素社会への移行を同時に取り組む「グリーン・リカバリー」の考え方が広がっています。気候変動の影響は、種の絶滅・生育域の移動、減少、消滅など生物多様性の損失につながる可能性があり、気候変動の影響を抑える脱炭素社会の実現に向けた取組を進めることは、生物多様性の保全にも寄与するものです。

4 川崎市の概況

(1) 社会的な状況

現在の本市の都市的土地利用率は約 86%、144.35km² の市域に約 154 万人（令和 3（2021）年 10 月現在）が居住しています。

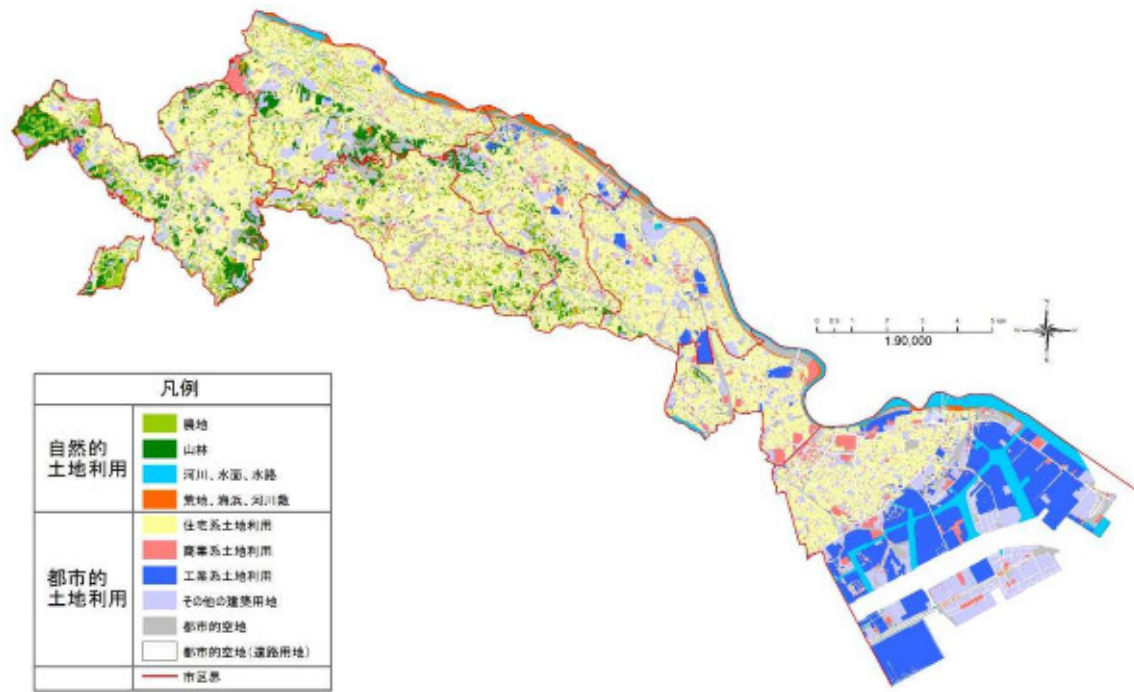


図 1-3 土地利用現況図（平成 27（2015）年度）

（出典：本市の土地利用現況 平成 27（2015）年度調査結果）

国全体では、人口が減少する中、本市では増加が続いており、他都市と比べ平均年齢は若い状況にあります。令和 12（2030）年に人口が 160.5 万人とピークを迎え、その後減少に転じることが見込まれています。

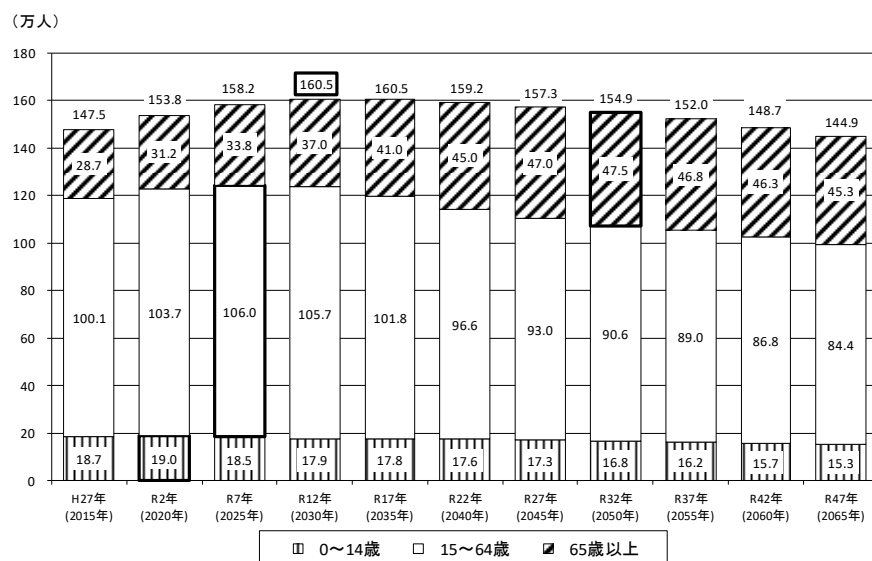


図 1-4 本市将来人口推計（令和 4（2022）年 2 月）（出典：本市資料）

（２）自然環境の状況

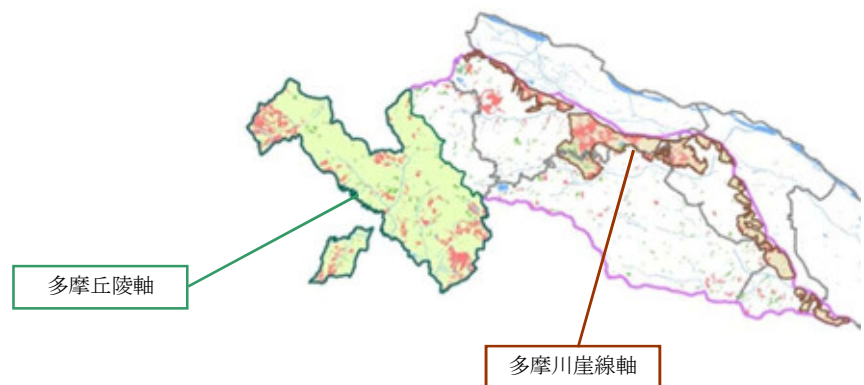
本市の自然的環境分布は、「川崎市緑の基本計画」（以下「緑の基本計画」という。）によると次のとおりです。自然的環境の分布とは、樹木の集団（300 m²以上のまとまりのある樹林地（緑地を含む）の面積を空中写真で把握）、農地（固定資産概要調書により把握）、河川等（河川、ため池等の面積を空中写真で把握）、運河（運河の面積を空中写真で把握）とします。

樹木の集団（300 m²以上）は、川崎区、幸区、中原区では点在して分布しており、高津区、宮前区、多摩区、麻生区が多摩丘陵の一角をなす地域には、比較的まとまりのある樹林地が多く分布しています。

農地は、幸区鹿島田、小倉を境に市南東部にはほとんど見られませんが、北西部の高津区、宮前区、多摩区、麻生区には比較的多くの農地が分布しています。また、黒川、早野、岡上地区の農業振興地域にはまとまった農地の分布が見られます。

河川等は、多摩川をはじめとした河川、水路等が市域全体に分布しており、臨海部には広大な面積を有する運河が分布しています。

都市的土地利用率の高い本市においては、北西部には多摩丘陵が広がり、丘陵部と多摩川低地の間には多摩川崖線があり、河川、臨海部の海とともに本市を特徴づける重要な自然的環境資源となっています。



多摩丘陵軸の緑

（出典：川崎市緑の基本計画（平成 30（2018）年））



多摩川崖線軸の緑

（出典：川崎市緑の基本計画（平成 30 年（2018）年））

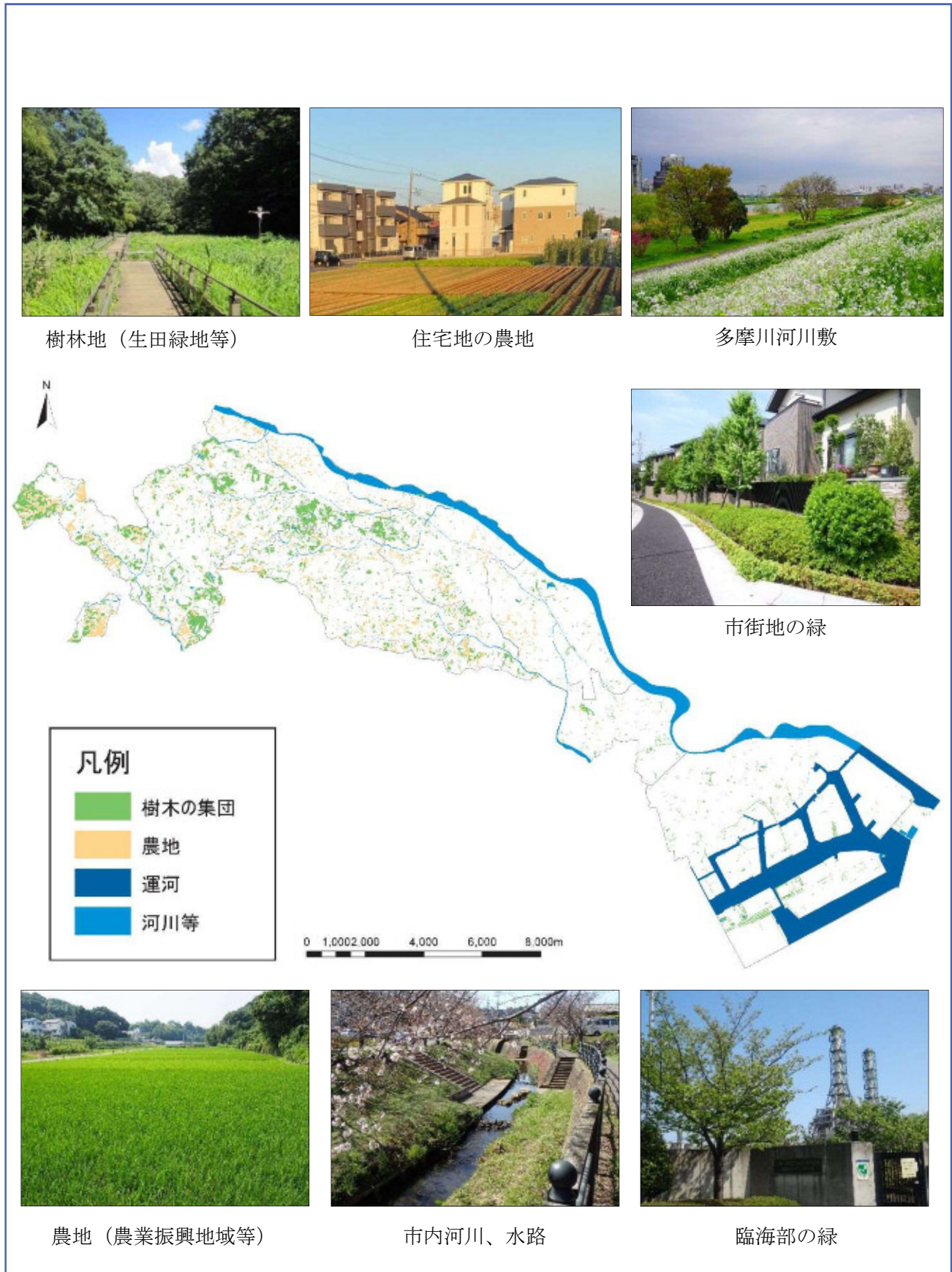
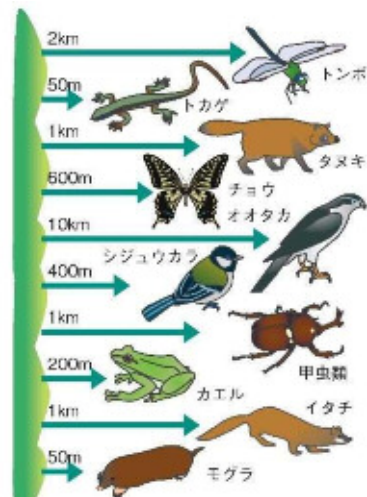


図 1-5 自然的環境の分布（出典：川崎市緑の基本計画（平成 30（2018）年））

【コラム】生き物が生息・生育するには

生き物には、それぞれの種に適した環境があります。移動してエサを取る場所、休息や子どもを育てる場所など、ライフサイクルにそった、さまざまな環境が必要です。



《生き物が移動できる距離》

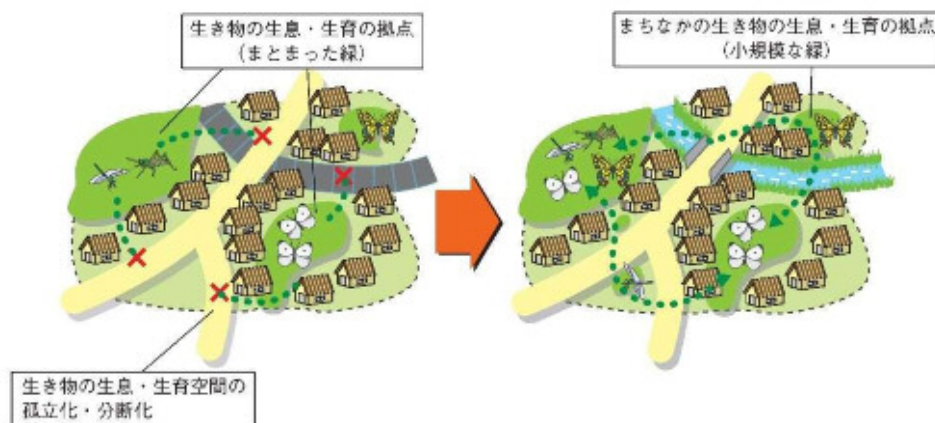
生き物が日常的に行動する距離や、繁殖等のために他の生息環境に移ろうとする場合に移動できる距離は概ね、タヌキなどの中型の哺乳類では1km、飛んで移動するチョウの仲間でも、600mくらいと言われています。

生き物が生きていく、あるいは、生息・生育場所を広げていくためには、緑地等の空間が連続していることが大切です。

(図：「都市域のエコロジカルネットワーク計画における動物の移動分散の距離に関する考案」 日本緑化工学会誌 Vol. 37 (2011) をもとに作成)

《拠点となる緑をつなぐ》

特別緑地保全地区などまとまった緑は、生き物の生息・生育の重要な拠点となっていますが、拠点が分断化・孤立化している状態では、生き物は自由に移動することができません。まとまった緑のある地域周辺で緑化を進めることや、まちなかで生き物に配慮した取組を進めることで、生き物が移動しやすくなり、生き物のにぎわいや季節の彩りのある、人にとっても暮らしやすい環境になります。



《生き物のすみか ビオトープづくりをしてみませんか》

ビオトープとは、「野生生物が生息できる空間」を指す言葉で、人工的に整備したものだけでなく、森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟など、その地域にもともといる野生生物が生息・生育する場所を表します。

まちなかの小さな草地や水辺などでも、生き物にとっての休息地や採餌場になる場合もあります。プランターや水鉢、屋上・壁面緑化など身近にできるビオトープづくりをしてみませんか。

※育てる植物は、地域に自生する在来種が望ましいです。(現地の生態系に影響を与える外来種の植栽は控えるようにします)



本市を河川流域別にみると、大きくは多摩川流域と鶴見川流域に位置しています（図1-6）。

市内河川の流域としては、多摩川水系の河川では、五反田川、山下川、旧三沢川、三沢川、平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領用水があり、鶴見川水系では、片平川、麻生川、真福寺川、早野川、谷本川、矢上川、有馬川があります。市内河川ごとにみると、流域が市内で完結するものが多いですが、一部の流域は県域・市域を跨いでいます。市域北西部には、流域の上流域にあたり、下流域が近隣都市に広がる地域があります。それぞれ特徴があることから、それらを踏まえることが重要です。

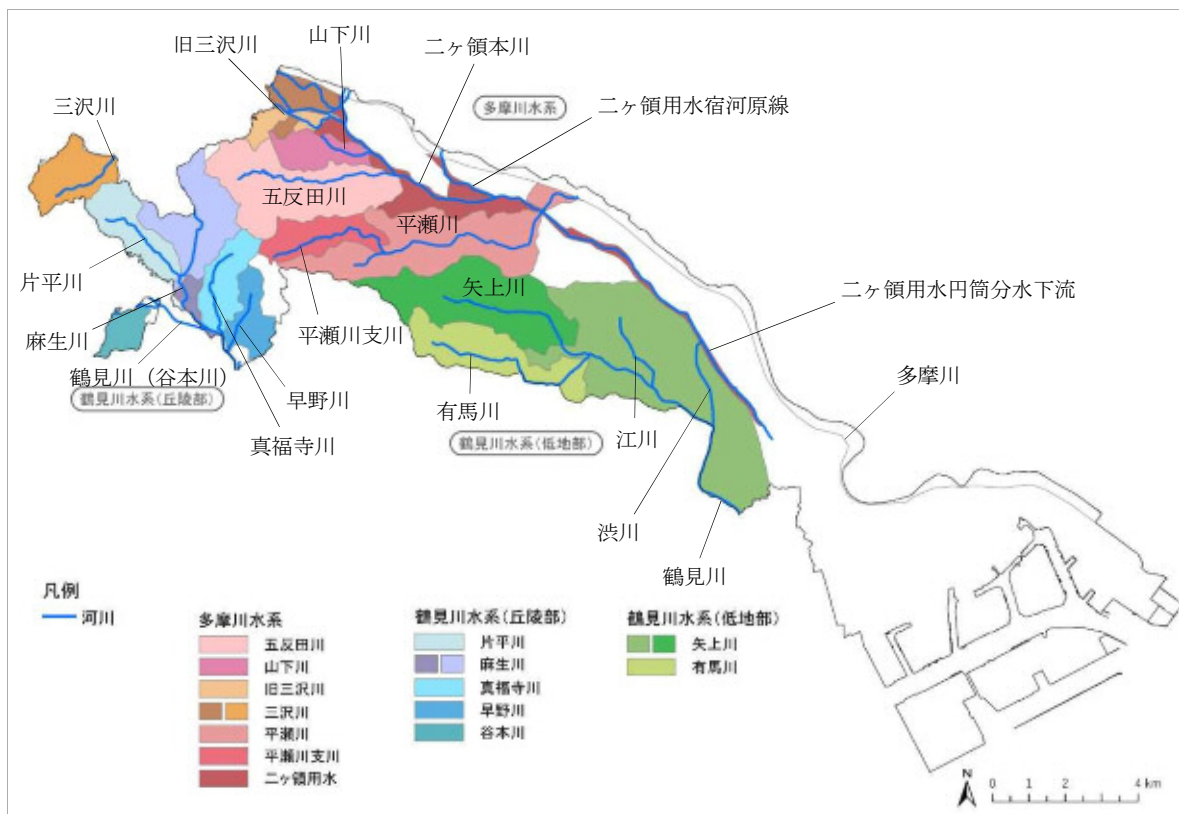


図1-6 市内河川及びその流域界の分布（出典：本市資料）

この流域での視点については「生物多様性国家戦略 2012-2020」においても、「生物の生息の基盤となっている場所のつながりを確保するため、自然本来の特性やメカニズム、歴史性を考慮しつつ、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、それらを有機的につなぐ生態系ネットワークの形成を目指し、流域全体の生態系管理の視点に立ち、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生」と記載されており、本戦略の改定にあたっては、この流域の視点を盛り込んでいます。

（３）生き物の状況

本市では、平成 25（2013）年～令和元（2019）年度において、生き物調査を実施してきました。これまでに、2,300 種を超える生き物が確認されています。戦略策定から期間も短いことから、引き続き、定期的な調査が必要です。

表 1-1 生き物調査結果

植物	哺乳類	鳥類	は虫類	両生類	昆虫類	魚類	計
1,183 種	7 種	91 種	12 種	6 種	1,011 種	25 種	2,335 種

注）魚類は平成 29 年度～令和元年度の調査結果、その他は平成 25 年～令和元年の調査結果

５ 川崎市における生物多様性に関連する施策等

（１）川崎市の環境関連施策

本市の環境関連施策では、平成 30（2018）年 3 月に「緑の基本計画」及び「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（以下「地球温暖化対策推進基本計画」という。）が、令和 3（2021）年 2 月には、「環境基本計画」が改定されています。

生物多様性と関連の強い「緑の基本計画」においては、3 つの基本施策として、「Ⅰ 緑のパートナーづくり」、「Ⅱ 緑の空間づくり」、「Ⅲ グリーンコミュニティづくり」を掲げています。「緑のパートナーづくり」では、全市的に緑のパートナーが広がってきたことを踏まえ、協働プログラムの更なる推進と緑のパートナーの育成・支援を核としながら、緑を通じた子どもたちの健全な育成と、パートナーの活動を支える情報発信を推進するとしています。

「緑の空間づくり」では、生物多様性の保全などに資する多様な緑について、多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出及び育成するとしています。「グリーンコミュニティづくり」では、緑を「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活用」「防災」「少子高齢化への対応」の視点で活用することにより、緑を取り巻く多様な主体の参画を生み、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りを醸成し、さらには賑わいのあるまちへの発展をめざすとしています。これらの基本施策を進めるためプロジェクトを設定し、取組を推進していくとしています。

（２）生物多様性の保全等に関連する主な計画

生物多様性の保全等に関連する主な計画として、次のものが挙げられます。

計画名	生物多様性との関わり	計画年次
川崎市環境基本計画	- 川崎市における環境行政の基本指針として策定 - 環境要素の一つに「自然共生」を掲げ、その目標として「緑の保全、創出、育成及び活用を図り、水と緑のネットワークを市域全体に広げ、生物多様性を確保するなど、都市と自然が調和した自然共生社会をめざす」を設定 - 環境要素ごとに取り組む施策の一つとして、「都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む」の施策内容に生物多様性の保全を設定 - 施策の方向性として、市域に生息する生物の生息・生育地の保全・創出に向け、生物多様性の保全に努め、身近な生き物とふれあえる機会の確保などの取組の推進を設定	R3(2021)～ R12(2030)

計画名	生物多様性との関わり	計画年次
川崎市緑の基本計画	・緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として策定 ・緑の役割の一つとして「樹林地、農地、河川及び運河等は、生き物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たす」と記述 ・基本施策の一つとして「緑の空間づくり」を位置づけ、生物多様性の保全に資する多様な緑について、緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出及び育成	H30(2018)～ R9(2027)
川崎市地球温暖化対策推進基本計画	・令和2年11月に策定した脱炭素戦略「かわさきカーボンチャレンジ2050」を踏まえ、令和4年3月に計画改定 ・2050年の脱炭素社会の実現に向け、基本理念に「『将来世代にわたって安心して暮らせる脱炭素なまちづくり』と『環境と経済の好循環による持続可能で力強い産業づくり』に挑戦」を掲げる計画 ・基本的方向に「気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち」や「多様なみどりが市民をつなぐまち」などを掲げている	R4(2022)～ R12(2030)
川崎市大気・水環境計画	・水環境保全計画を統合して策定 ・「だれもが健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちをめざす」の実現に向け、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的にわかりやすく取りまとめた計画 ・水質などの環境保全とともに、水辺に親しむ機会の創出など、市民実感や環境配慮意識向上に向けた取組の方向性を提示	R4(2022)～ R12(2030)
川崎市新多摩川プラン	・市民の心のふるさとと呼べる多摩川を市民共有の財産として再評価し、憩える環境、より豊かな河川空間の創出をめざすための計画として策定 ・基本目標の一つとして「自然と調和した美しい多摩川へ」を位置づけ、多摩川が市民の記憶に残る風景となるよう、より自然豊かな多摩川の再生を推進	H28(2016)～ R7(2025)
川崎市都市計画マスタープラン	・長期的視点に立った都市の将来像を明らかにし、計画的な都市づくりを進めるための指針として策定 ・都市づくりの基本方針の一つに「緑と水の豊かな環境に配慮したまちづくり」を掲げて都市づくりの方向性を提示	H29(2017)～
生田緑地ビジョン	・誰もが共有できる生田緑地のめざすべき将来像を示す構想として策定 ・取組の視点の一つとして「生田緑地の生物を守るために、生物の生育・生息空間の保全・再生・創出」を推進し、生物多様性に配慮している	H23(2011)～
二ヶ領用水総合基本計画	・二ヶ領用水を、治水機能・利水機能・環境の機能に加えて、歴史的な側面からも見つめ直し、伝統や物語等も未来につなげ、安全で心豊かな都市空間の創造をめざすために策定 ・基本方針「市民に身近な二ヶ領用水を整える」の推進施策に「多自然整備」を位置づけ、生物多様性における河川の重要性等について記述	H25(2013)～
「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画	・市民、事業者、行政の協働により、緑豊かで魅力ある臨海部を形成していくために、基本理念、将来像、取組の方針や方向を示すものとして策定 ・臨海部において緑を創出していくことは、生物多様性の保全に貢献するものとして記述	H24(2012)～
川崎港緑化基本計画	・水際線の開放や環境との共生を考慮した親水空間など、港ならではの求められる機能や港湾緑地の活用方策等を検討し、市民等に憩いと安らげる場を提供することを目的として策定	H28(2016)～
臨海部ビジョン	・本市の「力強い産業都市づくり」の中心を担う臨海部について、「30年後を見据えた目指すべき将来像」とその実現に向けた戦略や取組の方向性を示すものとして策定 ・多摩川など恵まれた地域資源の活用や、設備投資の促進と効果的な緑の創出を両立する仕組み作りの検討など、産業と環境の高度な調和を図る必要性を示す	H30(2018)～
川崎市農業振興計画	・本市の農業の新たな課題や期待へ対応するため、次世代に引継ぐかわさきの『農業』～『農』を育て・創り、活かし・繋ぐ～を基本目標として策定 ・農産物の生産供給機能としてだけでなく、生物の生育・生息空間としての役割を有するなど、農地の多面的な機能等について記述	H28(2016)～ R7(2025)

6 生物多様性かわさき戦略におけるこれまでの取組及び課題について

(1) 施策体系図

前戦略における施策体系は次のとおりです。



(2) リーディング・プロジェクト事業の取組概要

前戦略で設定した15のリーディング・プロジェクト事業の取組概要は、次のとおりです。

ア 施策別取組方針「広める」

プロジェクト事業①

【地域の魅力を発見する】

河口干潟観察会や生き物探検隊など、市内の様々な場所で自然観察会等を実施しました。



自然観察会等の様子

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
自然観察会や普及啓発等の実施状況	180 回	150 回	129 回	143 回	147 回	119 回	47 回

プロジェクト事業②

【生物多様性について理解を深める】

各種イベントでの講演や川崎アゼリア広報コーナー等で生物多様性に関する展示を行う等普及啓発を実施しました。



川崎アゼリア広報コーナーでの普及啓発

プロジェクト事業③

【生物多様性に配慮して活動する】

「生物多様性の保全に取り組む方々へのメッセージ～活動ポイント事例集～」を作成し情報提供するとともに、水辺の楽校（かわさき、だいし、とどろき）の活動を支援しました。



水辺の楽校シンポジウム川崎

イ 施策別取組方針「育む」

プロジェクト事業④

【子どもたちが自然とふれあい学ぶ】

身近に見られる生き物観察教材を「環境副読本」に掲載するとともに、「みんなで生きものしらべ KAWASAKI」を作成し、希望する小学校等へ配布しました。



生き物観察教材（環境副読本）

プロジェクト事業⑤

【生物多様性に取り組む人材の育成】

自然環境の調査や研究を担う人材育成につながる自然観察会や講座を実施するとともに、地域環境リーダー育成講座や緑化推進リーダー育成講座等を実施しました。



人材育成講座等の様子

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
育成講座等※修了者	73 名	57 名	65 名	55 名	56 名	61 名	31 名

※地域環境リーダー育成講座、緑化推進リーダー育成講座及び里山ボランティア講座

ウ 施策別取組方針「守る」

プロジェクト事業⑥

【拠点となる樹林や農地を保全する】

令和 2（2020）年度までに 31 地区の保安全管理計画を策定するとともに、特別緑地保全地区の指定等による緑地保全や都市農地の保全の取組を実施しました。



樹林地保全等の様子

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
保全計画の策定数（累計）	26 地区	27 地区	28 地区	29 地区	30 地区	31 地区	31 地区

プロジェクト事業⑦

【良好な水環境を守る】

水環境保全計画に基づき施策を推進しました。また、川や湧水地の良さを総合的に評価できる「かわさき水辺地市民調査マニュアル」を活用した「夏休み水環境体験教室」を開催しました。



水環境体験教室の様子

エ 施策別取組方針「つなぐ」

プロジェクト事業⑧

【河川を活用して拠点をつなげる】

多自然川づくりの整備等に取り組み、平瀬川支川の改修区間が令和 2（2020）年度末で累計 845m となりました。また、川崎市新多摩川プランを策定し、生物多様性の保全に向けた普及啓発等の取組を推進しました。



平瀬川支川の様子

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
河川改修区間延長（多自然川づくり）（平瀬川支川）（累計）	738m	754m	781m	781m	809m	829m	845m

プロジェクト事業⑨

【広域的に生き物の生息・生育環境をつなげる】

多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議に参画するなど、海域及び河川流域や丘陵軸における近隣自治体との連携による取組を推進しました。



多摩・三浦丘陵ウォーキングラリーの様子

オ 施策別取組方針「創る」

プロジェクト事業⑩

【生き物に配慮した公園づくり】

生き物に配慮した整備マニュアルの作成周知や開発行為等による提供公園の増加により、生き物の生息・生育環境である公園を創出しました。



浮島町公園の様子

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
開発行為等による提供公園等	7 か所 (0.33ha)	5 か所 (0.13ha)	5 か所 (0.13ha)	6 か所 (0.15ha)	10 か所 (0.67ha)	2 か所 (0.07ha)	4 か所 (0.11ha)

プロジェクト事業⑪

【生き物に配慮した緑化地づくり】

事業所による緑化の取組や市緑化指針による指導助言により、生き物の生息・生育環境である緑化地を創出しました。



屋上緑化の様子

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
事業所緑化協定の締結数	66 件 (153ha)	67 件 (150ha)	67 件 (156ha)	67 件 (154ha)	65 件 (152ha)	63 件 (149ha)	62 件 (147ha)

カ 施策別取組方針「集める」

プロジェクト事業⑫

【市域の生き物について調べる】

各生態系エリアの一定の地点や市内河川等において生き物調査を実施し、情報の取りまとめを実施しました。



水生生物調査の様子

プロジェクト事業⑬

【生物多様性の新たな知見をつくる】

生物多様性の状態を把握するための指標の設定に向けて、市民参加型生き物調査のパンフレット作成・活用の呼びかけを行うとともに、専門業者による生き物調査を実施し、それらを基に参照種を設定しました。



市民参加型生き物調査パンフレット

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
生き物調査の実施地点数	6 地点	3 地点	3 地点	3 地点	3 地点	3 地点	—

キ 施策別取組方針「伝える」

プロジェクト事業⑭

【生き物情報を“見える化”する】

電子地図を活用した「かわさき生き物マップ」を運用し、季節ごとに生き物情報の投稿や小学校の授業での活用を呼びかけし、投稿された市域の生き物情報を掲載しました。



かわさき生き物マップ

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
生き物マップに寄せられた情報数	2,028 件	1,546 件	2,224 件	2,951 件	5,885 件	3,136 件	836 件

プロジェクト事業⑮

【情報を活用してネットワークを構築する】

多摩川流域懇談会において多摩川流域セミナーが開催されるとともに、市役所内の施設間庁内情報交流会を実施しました。



青少年科学館での情報交流会の様子

（３）エリアごとの取組概要まとめ

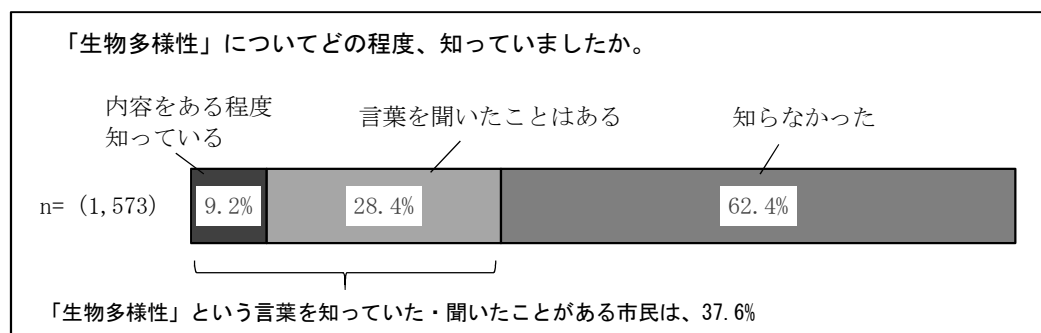
前戦略において設定された生態系エリア（参考資料１（P.103）参照）における取組概要は次のとおりです。

生態系エリア名	取組概要
①丘陵地の農地と樹林の生態系エリア	農地や樹林がまとまって分布する地域が多く含まれていることから、緑地や農地を保全する取組や里山再生に関する取組など基本方針Ⅱ「生き物をつなげる」の取組が多く実施されています
②丘陵地の樹林の分散する生態系エリア	樹林がまとまって分布する地域が含まれることから、緑地や農地を保全する取組や多自然川づくりなど基本方針Ⅱ「生き物をつなげる」の取組が多く実施されています
③低地の農地の分散する生態系エリア	農地や公園等が点在していることから農地や公園等を活用した自然観察会や普及啓発など基本方針Ⅰ「人と生き物をつなげる」の取組が多く実施されています
④低地の市街地の生態系エリア	自然的環境の分布は少ないことから普及啓発などの基本方針Ⅰ「人と生き物をつなげる」の取組が多く実施されています
⑤多摩川の生態系エリア	多摩川を活用した自然とふれあう取組などが実施されています
⑥臨海部の生態系エリア	緑化協定に基づく事業所の緑化の取組が多く実施されています。この取組は②、③、④エリアでも実施されています

また、市域全体においては、市民活動団体等による活動が盛んです。緑や水に関する活動を実践している緑の活動団体には、令和元（2019）年３月末で269団体が登録し、市内各地で活動が実践されています（令和２年度 みどりと公園 緑政事業概要より）。

（４）生物多様性に関する認知度について

本市が、平成 30（2018）年に実施したインターネット調査では、「生物多様性について、内容をある程度知っている人」の割合が 9.2%、「生物多様性について、聞いたことはある人」の割合が 28.4%であり、「生物多様性について内容をある程度知っている・聞いたことはある人」の割合は、37.6%となっています。



平成 30（2018）年度インターネットアンケート調査結果（出典：本市資料）

また、内閣府が令和元（2019）年に実施した環境問題に関する世論調査によると、「生物多様性という言葉の意味を知っていた」と答えた人の割合が 20.1%、「生物多様性の意味は知らないが言葉は聞いたことがあった」と答えた人の割合が 31.7%でした。さらに、神奈川県が令和元（2019）年度に実施した県民ニーズ調査結果によると、「生物多様性の言葉の意味を知ってい

る」という人の割合が 37.0%（うち川崎地域では 41.9%）、「生物多様性の意味は知らないが言葉は聞いたことはある」という人の割合が 32.2%（うち川崎地域では 28.1%）でした。

（５）取組状況を踏まえた課題について

これまでの取組状況を踏まえると、次のことが課題として挙げられます。

ア プロジェクト事業の取組状況を踏まえた課題

本市においては、市民や事業者によって、緑地保全や緑化など、生物多様性の保全に関する取組が様々な場所で行われてきています。

一方で、市民へのアンケートでは生物多様性という言葉等の認知度はあまり高くない状況にあります。これは生物多様性という言葉や概念が難しいことも影響していると考えられます。また、事業者・市民団体へのアンケートでは、生物多様性に関する具体的な取組がわからないという意見もあげられています。

生き物マップや生き物調査を実施してきたことで様々な情報を蓄積するとともに発信していますが、引き続き、定期的な情報の収集・更新を行うとともに、蓄積された情報を活用した効果的な情報発信が必要です。

これらの課題は、人と生き物とのつながりや生物多様性に関する情報のつながりといった、前戦略の課題と共通するものがあります。

環境教育・環境学習や人材育成、周辺自治体との連携については、引き続き、取組を進めていく必要があります。

イ 生態系エリアの取組状況を踏まえた課題

生態系エリアは、本市の地形的な成り立ちや土地利用等の違いから区分されており、それぞれの特徴を活かした取組が実施されてきました。それらの取組を踏まえると次のような課題が挙げられます。

① 丘陵地の農地と樹林の生態系エリア

このエリアは、市域北西部丘陵地に位置しており、農業振興地域を含む黒川、岡上、早野地区をはじめとする農地や樹林がまとまって分布し、河川がそれらをつなぐ「丘陵地の農地と樹林の生態系エリア」です。

多摩丘陵軸に位置し、特別緑地保全地区などの取組により緑地保全は進んでいますが、市街化等により樹林地の減少は続いており、樹林地の保全が引き続き必要です。また、保全された樹林地の適切な管理も求められています。緑と水のネットワーク形成は進んでいるものの更なる拡充が必要です。市内河川ごとの流域でみると、上流側に位置する緑地もあることから、保水機能をこれ以上低下させないという観点からも緑地保全の取組が必要です。

このエリアには、多摩川水系の河川として、三沢川が、鶴見川水系の河川として、片平川、麻生川、真福寺川、早野川が流れており、また、飛び地の岡上地区があります。流域や地区により特徴が異なることから、地域特性に合わせて、きめ細かな取組について検討する必要があります。

② 丘陵地の樹林の分散する生態系エリア

このエリアは、市域北西部丘陵地に位置しており、生田緑地等の樹林がまとまって分布し、河川や多摩川崖線の緑がそれらをつなぐ「丘陵地の樹林の分散する生態系エリア」です。

多摩川崖線を軸に樹林地が残っていますが、減少が続いていることから樹林地の保全を進めるとともに、連続性を維持するために、地域緑化の促進も必要です。また、河川環境を保全・整備するとともに、緑と水のネットワークを形成していくことが重要です。

このエリアには、多摩川水系の河川として、五反田川、山下川、平瀬川・平瀬川支川が、鶴見川水系の河川として、矢上川、有馬川が流れており、流域ごとの地域特性などを踏まえた取組について検討する必要があります。

③ 低地の農地の分散する生態系エリア

このエリアは、市域北西部から中央部の多摩川に沿った沖積低地に位置しており、農地や公園等が分散して点在し、二ヶ領用水等がそれらをつなぐ「低地の農地の分散する生態系エリア」です。

農の多面的機能に着目しながら持続的な保全を図っていくことや、エリアを横断している二ヶ領用水の水辺などを活かした緑と水のネットワークを形成していくことが必要です。

このエリアには、多摩川水系の河川として、三沢川が、親水整備が進んでいる二ヶ領用水が流れており、流域ごとの地域特性などを踏まえた取組について検討する必要があります。

④ 低地の市街地の生態系エリア

このエリアは、市域中央部から南東部の多摩川に沿った低地に位置しており、自然的環境の分布が少なく公園等と街路樹がそれらをつなぐ「低地の市街地の生態系エリア」です。

身近にまとまった自然環境の分布が少ない場所が比較的多いことから、公園整備時等における緑化の取組や家庭など身近で取り組める生物多様性に関する取組を充実させていくことが必要です。

⑤ 多摩川の生態系エリア

このエリアは、多摩川の河川敷を主としており、国の計画と整合を図り、「自然と調和した美しい多摩川へ」など5つの基本目標を設定している「川崎市新多摩川プラン」による取組が進められている「多摩川の生態系エリア」です。

多摩川緑地の維持管理を充実させるとともに、流域自治体等との連携により多摩川の資源や魅力をより一層活用していくなど、「川崎市新多摩川プラン」と整合を図って取り組むことが必要です。

⑥ 臨海部の生態系エリア

このエリアは、市域の南東部に位置しており、自然的環境は少ないですが、海域に面しており、臨海公園や事業所の緑化地等が存在している「臨海部の生態系エリア」です。

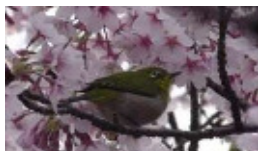
敷地を活用した緑化や生息・生育環境の整備、環境保全やグリーン購入など、生物多様性の保全に係る取組を実施している事業者が多くいることから、事業者との連携が必要です。

【コラム】生き物マップと市内で見られる生き物の紹介

本市では、市域の生き物情報の募集を通じ、身の回りの自然に目を向けるきっかけづくりとして、また、市域の生き物情報の収集と蓄積をはかることを目的として電子地図「かわさき生き物マップ」を公開しています。



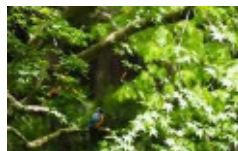
これまでに投稿された写真の一部を紹介します



メジロ
投稿者：とどさん



スジグロシロチョウ
投稿者：senさん



カワセミ
投稿者：プロぼっちさん



ニホンカナヘビ
投稿者：たまたまさん



シュレーゲルアオガエル
投稿者：gameraさん



アブラゼミ
投稿者：びーちゃんさん



ギンヤンマ
投稿者：しずくさん



オオカマキリ
投稿者：たかおっちさん



ショウリウオバッタ
投稿者：タカツキさん



紅葉
投稿者：おはぎさん



コゲラ
投稿者：Bamboo Fighterさん



アカゲラ
投稿者：しずくさん

市内には林、草地、市街地の緑、水辺といった自然があり、その場所に応じて様々な生き物が生息しています。わたしたちの身近でくらしている生き物を探することで、自然を考えるきっかけにしてみませんか？かわさき生き物マップへの投稿をお待ちしています！（投稿された生き物情報は市域の貴重な生き物情報として残していきます。）

かわさき生き物マップ

検索



第2章 戦略改定の基本的な考え方

1 戦略改定の基本的な考え方

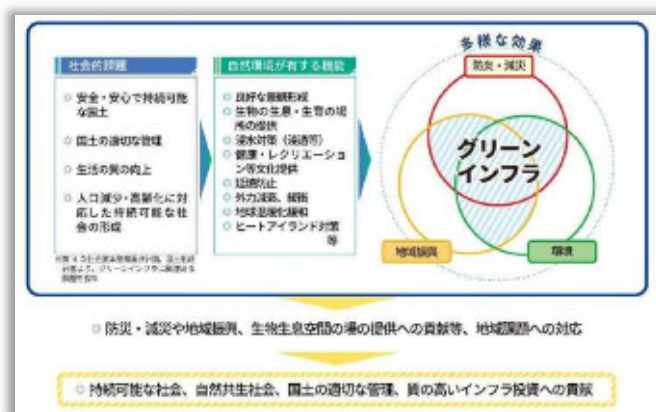
前戦略に基づく取組は、策定から経過期間が短いことなどの理由から、引き続き取組の推進が必要なものもありますが、概ね順調に進捗しています。今後の取組の推進に向けては、「市民にわかりやすく伝え、生物多様性が身近なものであり、生物多様性との関わりを日常の暮らしの中で捉えてもらう」ことが重要な要素の一つです。

戦略の改定においては、前戦略の枠組みを維持しつつ、取組を充実させることとします。期間については、令和3（2021）年2月に改定された「環境基本計画」と同じくするとともに、SDGsにおける水の保全、気候変動対策、海域陸域の生態系保全という環境面の取組が経済・社会面を支えているという考え方が示すように、生物多様性の保全に取り組むことは、SDGsの推進の基盤ともなることから、「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」の目標年次である令和12（2030）年を踏まえ、令和12（2030）年度までとします。

また、改定にあたっては、昨今の自然災害の激甚化などの状況変化も考慮することが重要です。生態系サービスと呼ばれる生態系から得ることができる恵みの中には、自然災害の防止や被害の軽減なども挙げられています。「グリーンインフラ推進戦略（令和元（2019）年7月 国土交通省）」では、グリーンインフラを構成する自然環境（緑地、植栽、樹木、河川、水辺、森林、農地等）は、生き物の生息・生育の場の提供等とともに水の貯留・浸透による防災・減災など多様な機能を有するとされています。同推進戦略の中では、グリーンインフラの活用を推進すべき場面として「気候変動への対応」や「生態系ネットワークの形成」が挙げられており、グリーンインフラの考え方を生物多様性の分野においては取り入れていくことが重要です。また、環境省においても、「生態系を活用した防災・減災に関する考え方（平成28（2016）年2月）」が示されています。こういった取組については、短期間に出来るものではありませんが、社会的課題の解決に自然を活用することは、自然を捉え直すことであり、生物多様性の損失の緩和にもつながることから、今後の生物多様性の保全の取組を検討していく上では、ハード・ソフト両面への自然環境の有効活用など、将来を見据えた取組を進めていく必要があります。

さらに、生き物の多くは市域の自然環境のみでなく、近隣他都市の自然環境を活用しながら生息・生育していることから、近隣他都市との連携も重要です。近年、各自治体においても、生物多様性地域戦略が策定されてきていることから、その視点を追加していくことも重要です。

なお、環境基本計画において、環境分野の個別計画との役割分担が整理、明確化されたことから、新たな環境基本計画の枠組みに対応するものとします。



グリーンインフラの考え方（出典：国土交通省 HP）

2 めざす方向

戦略の改定にあたり、「めざす方向」として、次の4つを位置づけます。

(1)	生物多様性を市民によりわかりやすく、取り組みやすく
(2)	現行戦略の枠組みを維持しつつ、戦略的に取り組む視点を設定する
(3)	これまでの取組状況や課題に応じた取組の充実・強化
(4)	川崎市環境関連施策等との連携

(1) 生物多様性を市民により分かりやすく、取り組みやすく

人と生き物の関わりへの理解を深めることは、生物多様性への市民の理解度の向上につながります。そのため、市民にとって、生物多様性がどのように重要なのか、市民が出来る取組はどのようなものがあるのかなど、生物多様性を身近なものとして認識できるよう、市民にわかりやすく伝わるように取り組むとともに、すぐに出来る生物多様性に関する取組事例の紹介など、実践につながる取組を進めていきます。取組にあたっては、生物多様性の認知度合いや世代、居住地域など、対象に応じて進めていきます。また、生物多様性に配慮した製品等を選択することが身近な取組であるとともに、持続可能な生産を促していくことにもつながることから、こうした取組を進めていきます。なお、市民に知っておいてほしい生物多様性に関する情報（例えば、市内の生き物や外来種など）についても、引き続き発信していきます。

(2) 前戦略の枠組みを維持しつつ、戦略的に取り組む視点を設定する

本市は、前戦略に基づき、基本方針や施策別取組方針、生態系エリアの特徴を踏まえた取組を推進し、一定程度の成果を上げてきました。

一方で、策定から経過期間が短いなどの理由から、引き続き取組の推進が必要なものもあることから、前戦略の枠組みを維持し、これまでの取組状況や改定の基本的な考え方等を踏まえ、生物多様性の保全の取組を位置づけていきます。また、生態系エリアの取組状況に目を向けると、土地利用の状況などにより生物多様性の保全に関連する取組についてエリアごとに特徴があることから、その特徴を踏まえるとともに、市内河川の流域に着目した取組についても検討し、取組を進めていきます。

さらに、将来ビジョンの実現に向けて、前戦略のリーディング・プロジェクトを着実に進めるとともに、本市の生物多様性の保全に関する取組を充実させ、戦略的に進めるための視点を設定していきます。

(3) これまでの取組状況や課題に応じた取組の充実・強化

これまでに、学校等と連携して実施した生き物情報の募集や、「かわさき生き物マップ」を活用した生き物情報募集には多くの情報が寄せられ、また集まった情報を活用した企画展には多くの市民が来場するなど、生き物や自然への関心は高まってきている実感があります。一方で、生物多様性という言葉の認知度はあまり高くなく、生き物や自然への関心の高まりと生物多様性への理解とのリンクが弱いことが示唆されていることから『人と生き物のつながり』を強めるため、多くの人が生物多様性を意識し、人と生き物との関わりについてさらに理解を深

めるような取組を進めていきます。

また、保全対象としているまとまりのある樹林地等については、保全施策等に取り組んできましたが、一部においては保全施策が未実施の場所もあり、また生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成についても、市域全体に広げていくには、期間を要するものです。都市において生物多様性を確保し、『生き物のつながり』を強めるために、「緑の基本計画」にあるように、まとまりのある緑において生き物の生息・生育拠点としての質を高めていくとともに緑と水のネットワークを拡充する取組を進めていきます。

一方で、生き物の多くは市域の自然環境だけでなく周辺地域の自然環境も活用することから、近隣他都市との連携した取組を進めていきます。

さらに、様々な緑の場で活動する多くの主体の活動を支え、継続的な活動となるよう人材を育成・支援し、緑に関する活動者の育成や技術・意識等を高める取組を進めていきます。

「かわさき生き物マップ」の運用や生き物調査の実施により、様々な生き物情報を蓄積するとともに発信していますが、『情報のつながり』を強めるため、情報収集の継続と併せて、わかりやすく、効果的に発信することや生物多様性に関する情報の拠点と連携して取組を進めていきます。

（４）川崎市環境関連施策等との連携

生物多様性の保全の取組には、緑地の保全や緑化の推進等とともに、地球温暖化対策や良好な水環境の保全等、様々な環境関連施策等との関わりがあります。こうしたことから、本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画である「環境基本計画」や、「緑の基本計画」及び「地球温暖化対策推進基本計画」をはじめとする、生物多様性の保全等に関連する主な計画（P. 16 参照）と連携し、取組を進めていきます。

第3章 戦略の基本的事項

新たな戦略における基本的事項は次のとおりです。

1 戦略の基本的な考え方

戦略の基本的な考え方と3つの視点

○生物多様性に配慮した環境づくりによって生き物がつながること

- ・人と生き物との関わり方の調和を図っていくこと
- ・地域本来の自然環境を保全、再生して、多様な生き物が生息・生育できるようにしていくこと
- ・様々な生物多様性に関する情報をつないで利活用していくこと

2 戦略の位置づけ

本戦略は、本市の特徴を踏まえ、人と生き物との“つながり”に主眼をおいた生物多様性基本法に基づく地域戦略です。

(1) 他の計画との関係

本戦略は、環境基本計画の「主な環境分野」のうち、「自然共生」分野を主に担うものとして位置づけられますが、市の施策を生物多様性の観点から横断的に体系整理し、生物多様性に関する取組等を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、環境分野のみならず、様々な行政施策に作用する性質のものです。

こうしたことを踏まえ、本戦略では、本市における生物多様性の保全の視点と基本的な考え方を表すとともに、取組の方向性と推進策（リーディング・プロジェクト、基本施策、生態系エリアごとの取組の方向性）を示すこととし、具体的な取組の実施においては、関連する計画・施策において各計画の目標等と整合を図りつつ戦略の考え方を取り入れて実施していきます。

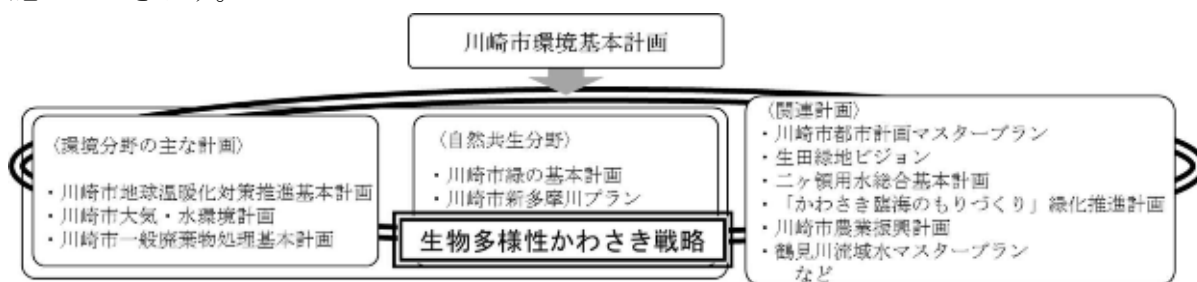


図 3-1 生物多様性かわさき戦略の位置づけ

(2) 戦略でめざすもの

この戦略において主としてめざすものは次のとおりです。

- ・多様な主体との連携による生物多様性配慮の推進
- ・地域環境の質的な向上
- ・市域全体でのエコロジカルネットワークの構築
- ・保全と利活用のバランスに立った都市と自然との共生

3 戦略の期間と対象区域

- 戦略の計画期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までとする
- 戦略の対象とする区域の範囲は川崎市全域とする

なお、計画期間内であっても、国の生物多様性の保全の取組等の動向や社会情勢変化等を踏まえ、必要に応じ戦略を見直していきます。

4 基本理念と基本方針

本市が生物多様性の保全に取り組む背景や地域特性を踏まえて、戦略の基本理念と、具体的な取組を進めていくうえでの基本方針は次のとおりです。

（1）基本理念

**「多様な緑と水 人や生き物がつながり 都市と自然が共生するまち
かわさき」**

本市は、多摩・三浦丘陵や多摩川、多摩川に沿って形成された多摩川低地等の緑や水等の自然環境を背景に発展してきました。日本の高度経済成長期とともに大都市として成長し、都市化の進んだ本市においても、多様な自然環境や生き物、人間活動によって形成された市特有の生物多様性によって、地域文化を育み、生活にうるおいを与え、食やレクリエーションなど、多くの恵みがもたらされています。引き続き、本市が発展していくためには、これまでと同様に、生物多様性を地域の財産として捉え、多様な生き物に配慮して生息・生育環境を保全・再生・創出するとともに、バランスよく利活用していく必要があります。

また、近年の自然災害の激甚化などの状況を踏まえ、安全・安心で持続可能なまちづくりに向けて、脱炭素化に向けた取組や、市域外の自然のめぐみを有効に活用していく資源循環の取組とともに、地域特性に応じた緑地保全・緑化の取組などにより、都市と自然が共生していくことが大切です。

そのためには、多様な自然や文化への関心や配慮意識を高めるとともに、実際に取り組むことで生物多様性への理解や配慮意識を広めることや、子どもたちの自然等への探求心や生物多様性保全の観点に立った活動を実践する人材を育むことが重要です。また、生態系の健全性の確保・回復に向けて、生き物の生息・生育拠点となる緑や水を守るとともに、生息・生育の中継点としてつなぐことや、まちなかに生息・生育の拠点を創ることが重要です。そして、生物多様性に関する様々な情報を集めるとともに、効果的な発信や多様な主体による取組につながるようわかりやすく伝えることが重要です。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化も見極めながら取組を進めることも重要です。

さらに、「環境基本計画」における基本方針の一つである「力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む」においても、様々な自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、生命を支え続けており、私たちが人間らしくすこやかに暮らしていくためには、様々な環境資源への理解と共生が不可欠であるとしています。

こうしたことから、多様な水と緑を背景に、人と生き物とのつながりをさらに強化し、都市と自然が共生するまちをめざしていくことを基本理念とします。

(2) 基本方針

3つの基本方針については、次のとおりです。

基本方針Ⅰ 人と生き物をつなげる

生物多様性への配慮意識を**広め**、子どもたちの自然等への探求心や地域で活動する人材を**育む**ことで、人と生き物をつなげます



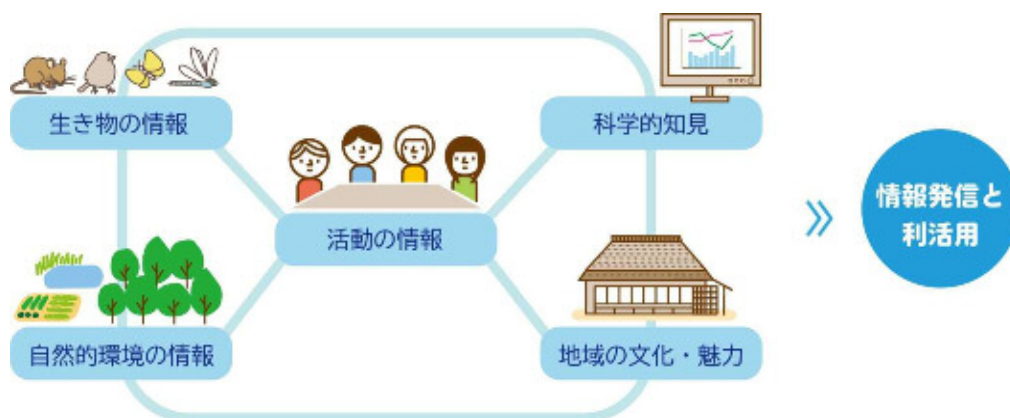
基本方針Ⅱ 生き物をつなげる

生き物の生息・生育環境となる拠点や回廊（コリドー）等の自然環境を守り、つなげて質を高め、さらに**創り出す**ことで、生き物をつなげます



基本方針Ⅲ 情報をつなげる

生物多様性に関する様々な情報や知見を**集めて**、効果的に発信することで**伝え**、情報をつなげます



5 将来ビジョン

前戦略策定後、様々な取組を推進していますが、人と生き物との関わりを深めることは、引き続き大切です。また、“生き物をつなげる”観点では、有機的な緑と水のネットワーク（エコロジカルネットワーク）が重要であり、その構築に向けて、生き物の生息・生育拠点の保全、拠点と拠点をつなぐ回廊（コリドー）を保全・整備していくとともに、拠点の少ないまちなかなどにおいて、公園や学校等の公共施設を中心に緑化や水辺整備等の推進により小拠点を創出していくことが重要です。そして、情報をつなげるとともに多様な主体による取組につなげるため、必要な情報の収集と発信が重要です。

本市の生物多様性の保全の取組を推進していくため、3つの基本方針“人と生き物をつなげる”、“生き物をつなげる”、“情報をつなげる”ごとに前戦略で設定した戦略でめざす将来の姿を更新し、その実現した姿として将来ビジョンを示します。なお、将来ビジョンについては、計画期間にとらわれず、長期的な視点を持って示しています。

表 3-1 戦略でめざす川崎らしい将来の姿

基本方針	戦略でめざす将来の姿
I 人と生き物をつなげる	・環境に配慮したライフスタイルが浸透し、日常的に実践されている。 ・市民、事業者等の活動の場が、生物多様性を広める場や人材を育む場となっている。 ・小学校等で自然や生き物への探求心を育むような環境学習が推進されている。 ・生物多様性に関する理解が深まり、多くの市民・事業者の間で普及している。 ・生物多様性の観点に立った活動を実践する人材育成が推進されている。 ・身近な自然と関わる機会・生き物とふれあう機会が増加している。
II 生き物をつなげる	・生き物の生息・生育の拠点となる緑地や農地、公園等が保全されるとともに、生物多様性への配慮意識の浸透により、生き物の生息・生育環境としての質が向上している。 ・拠点をつなぐ回廊（コリドー）の保全・整備が進められるなど、生物多様性に配慮した有機的な緑と水のネットワーク（エコロジカルネットワーク）の構築に向けた取組が進んでいる。 ・公共施設等を中心とした緑化や水辺整備等や、家庭での緑化の取組が、まちなかの小さな拠点として創出されている。
III 情報をつなげる	・生物多様性に関する情報の基盤づくりが進み、情報の収集発信がされている。 ・環境や生き物、文化など様々な分野の施設等において、情報や地域の市民活動や事業者等の取組、ノウハウの収集蓄積、発信等の機能が充実し、ネットワーク化して情報の拠点として利活用されている。 ・大学等と連携し、生物多様性に関する新たな知見づくりや研究が進んでいる。 ・情報の拠点が、人と人、人と生き物をつなぐ拠点となり、生物多様性に関する情報交流の場として機能している。 ・情報の拠点では、立地する周辺地域の関連性の高い情報が蓄積されているとともに、電子的情報とともに、地域の既往資料や生き物の標本等、電子化されない情報が適切に保管され、可能な限り利活用されている。

「基本方針Ⅰ 人と生き物をつなげる」の将来ビジョン

小学校や市民活動の場（緑の活動団体の活動拠点）、みどりの事業所などの場が、子どもたちの自然などへの探求心等を育む場、生物多様性を広める場や人材を育成する場となっていること等が戦略でめざす将来の姿です。今あるそれらの場所が、探求心を育む場、広める場や育成する場となっていることを将来ビジョンとして示します。

「基本方針Ⅱ 生き物をつなげる」の将来ビジョン

有機的な緑と水のネットワークが重要であり、その構築に向けて、生き物の生息・生育の拠点の保全、拠点と拠点をつなぐ回廊（コリドー）の保全・整備、重点的に緑化を推進する地区（緑化推進重点地区）における緑化の取組、まちなかの豊かな小拠点の整備等が戦略でめざす将来の姿です。市内河川の流域に着目し、緑の基本計画における「自然的環境の分布図」を元に、「川崎市公園・緑地等位置図（令和元年度版）」などを地図に落とし込むことにより、流域ごとの特徴を踏まえたエコロジカルネットワークが形成されていることを将来ビジョンとして示します。

なお、「河川と樹林地や農地とのつながり」に着目して、「生き物の生息・生育の拠点となる場所（拠点（コア））」と「拠点（コア）と回廊（コリドー）のつなぎ目である結節点」を流域ごとに位置づけます。また、流域については、実際の河川流域にとらわれず、本市の地域特性や生態系エリアの特徴を踏まえるなど、生物多様性の視点を持って示しています。（流域ごとに取りまとめた内容は「第4章 3 生態系エリアごとの取組の方向性」参照）

「基本方針Ⅲ 情報をつなげる」の将来ビジョン

情報拠点の充実と情報拠点を活用した情報収集発信が戦略でめざす将来の姿です。今ある市が管理又は関係する施設等の場所が、生物多様性に関する情報発信の拠点となり、情報収集発信を行っていることを将来ビジョンとして示します。

さらに、生き物の多くは近隣他都市の自然環境を活用しながら生息・生育していることから、多摩丘陵・多摩川崖線や、多摩川や鶴見川、市域を跨ぐ流域などによる近隣他都市とのつながりを示します。

表 3-1 の「戦略でめざす川崎らしい将来の姿」を実現したものとして、図 3-2～3-4 で 3 つの基本方針ごとの将来ビジョン図を、図 3-5 で近隣他都市とのつながりの図を示し、さらに、図 3-6 で基本方針ごとの 3 つの図を重ね合わせ、近隣他都市とのつながりを加えた戦略でめざす将来ビジョン図を示します。

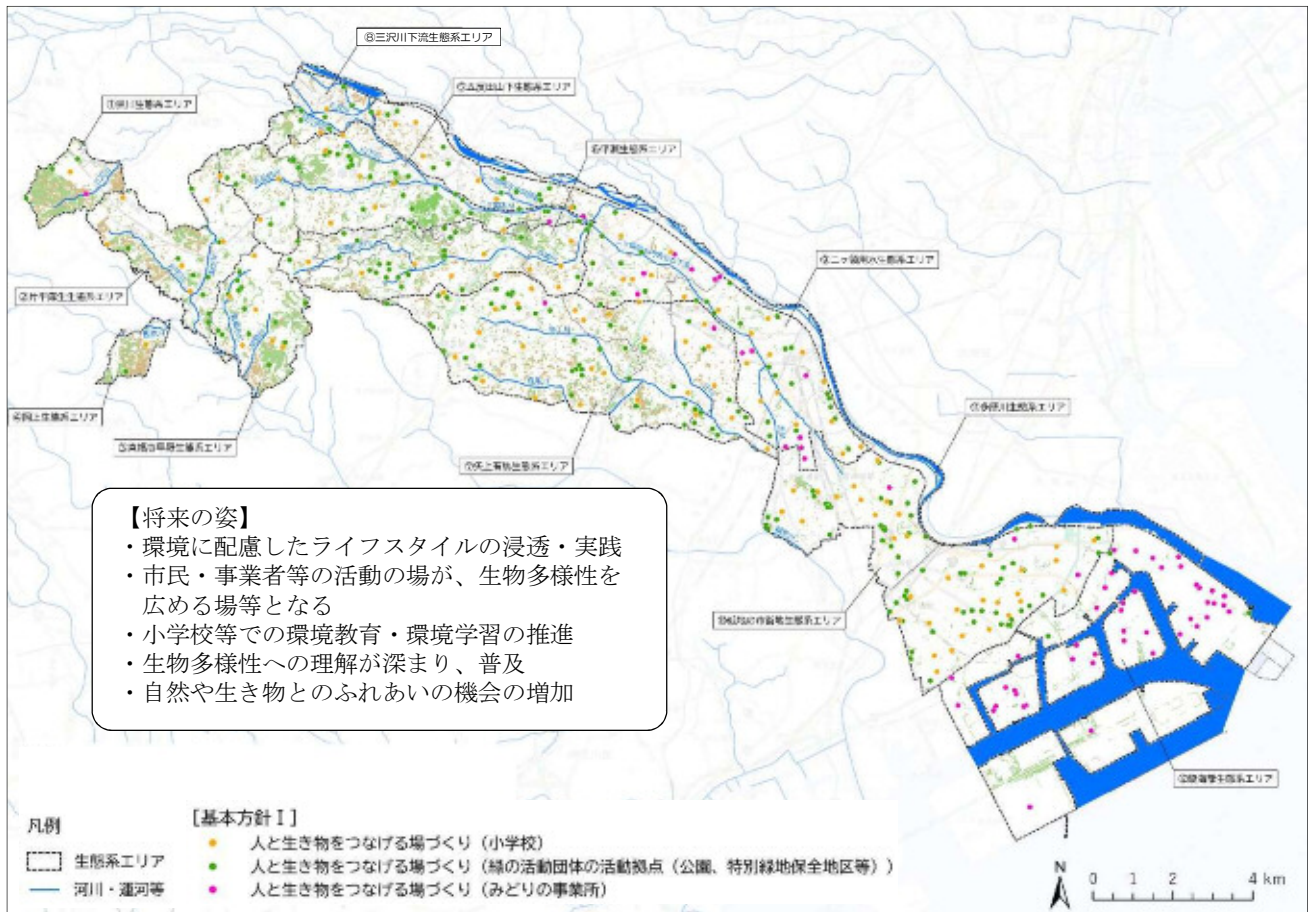


図 3-2 「基本方針Ⅰ 人と生き物をつなげる」将来ビジョン図

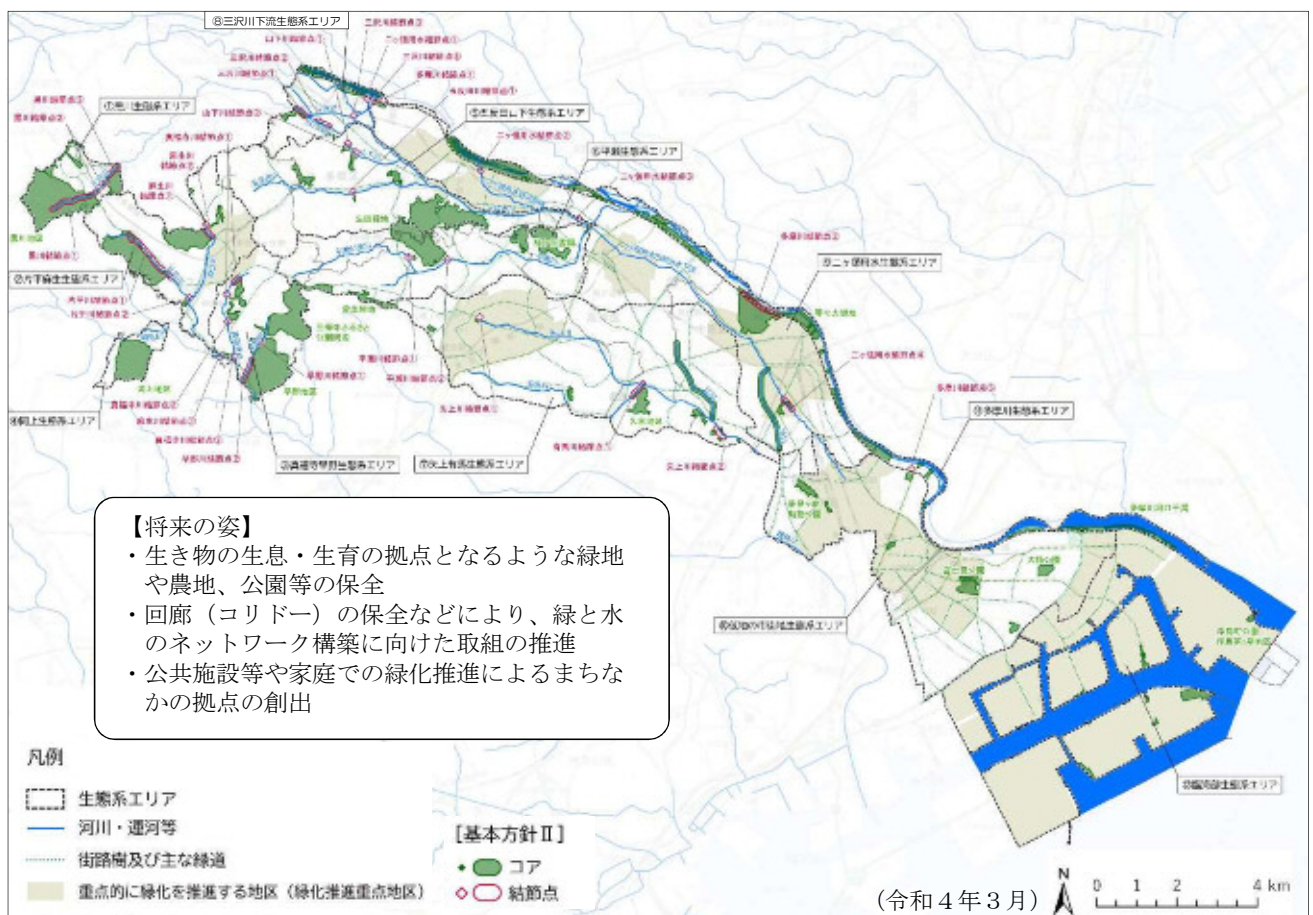


図 3-3 「基本方針Ⅱ 生き物をつなげる」将来ビジョン図

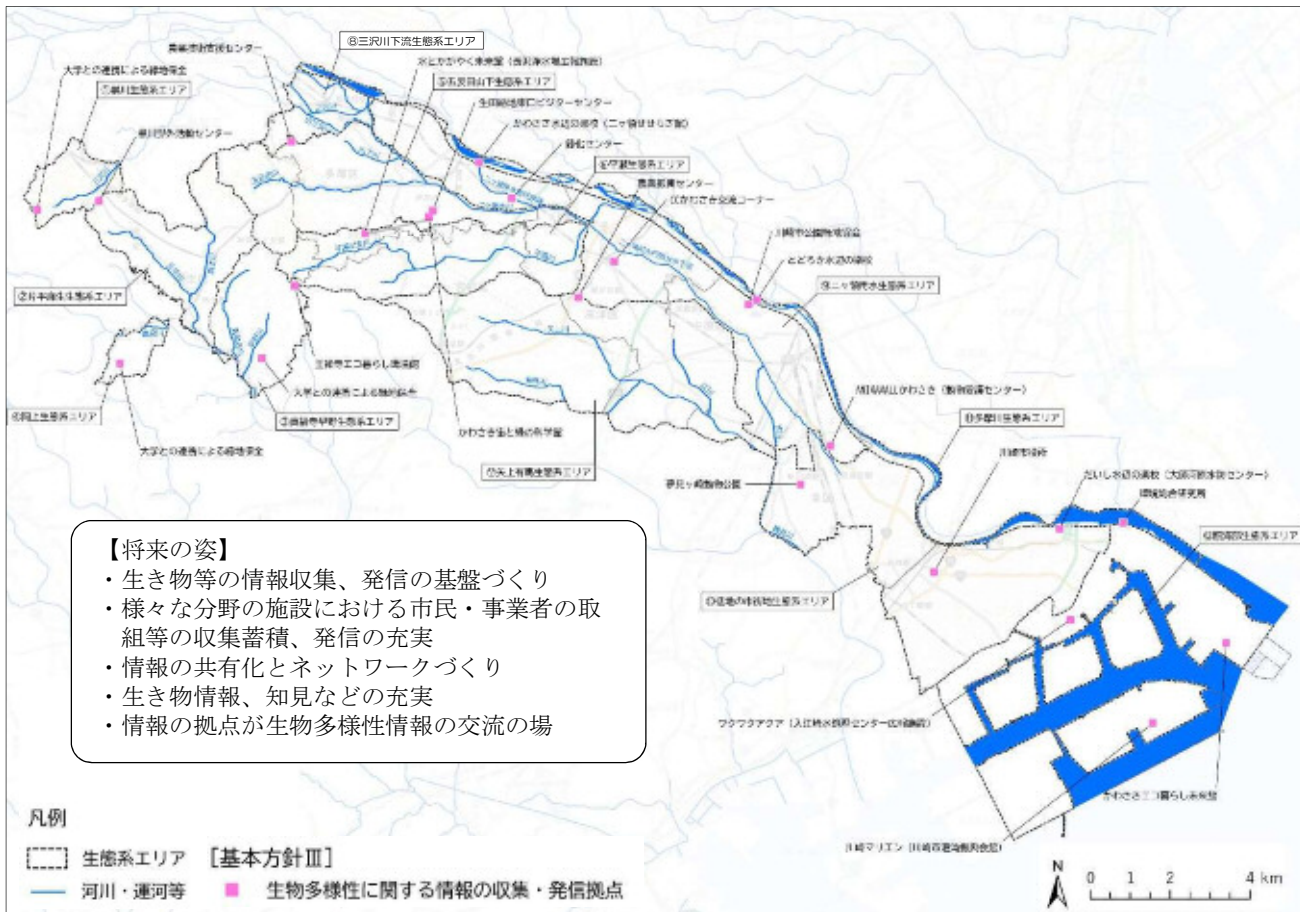


図 3-4 「基本方針Ⅲ 情報をつなげる」 将来ビジョン図

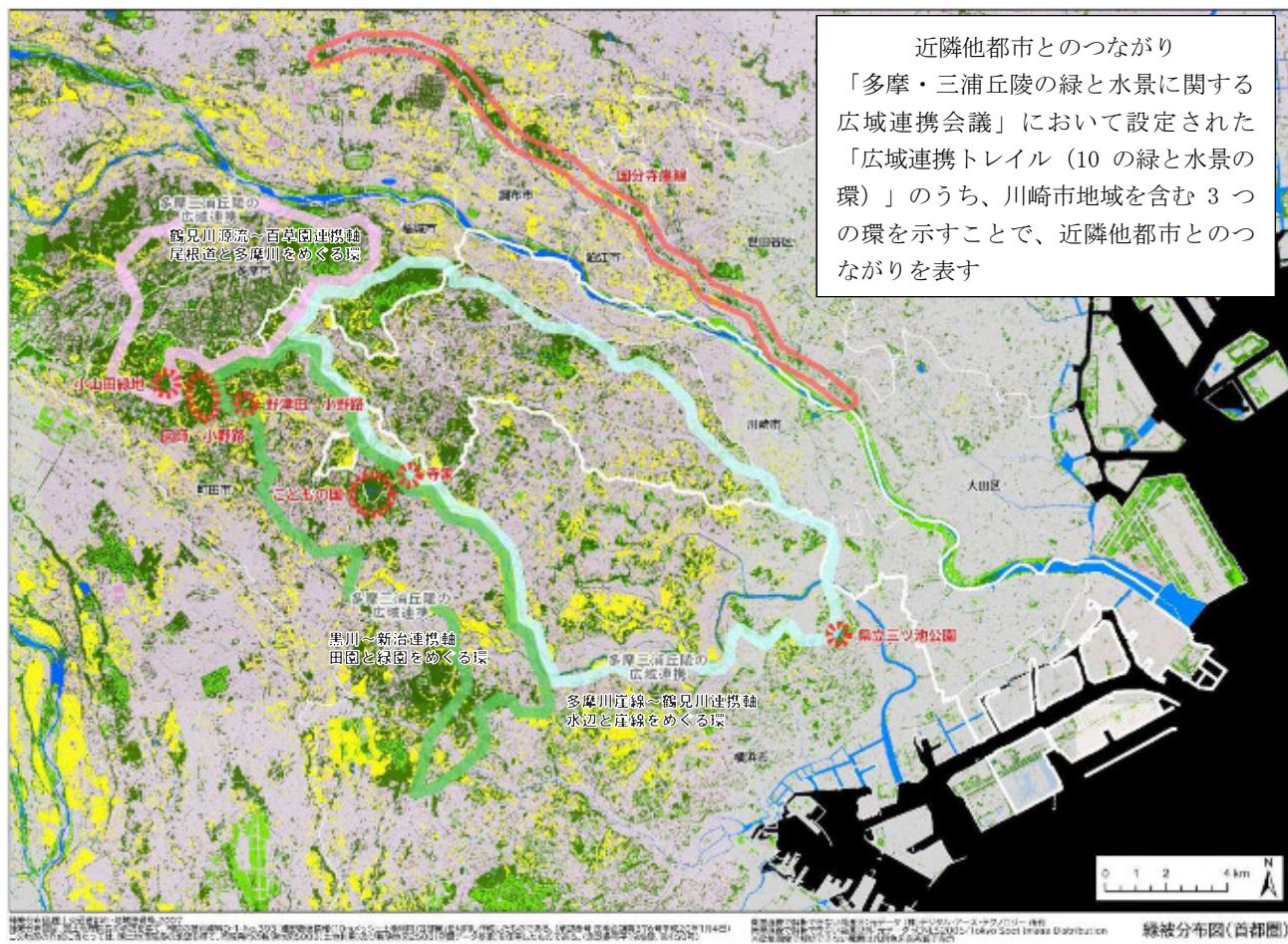


図 3-5 近隣他都市とのつながり

生物多様性かわさき戦略 将来ビジョン

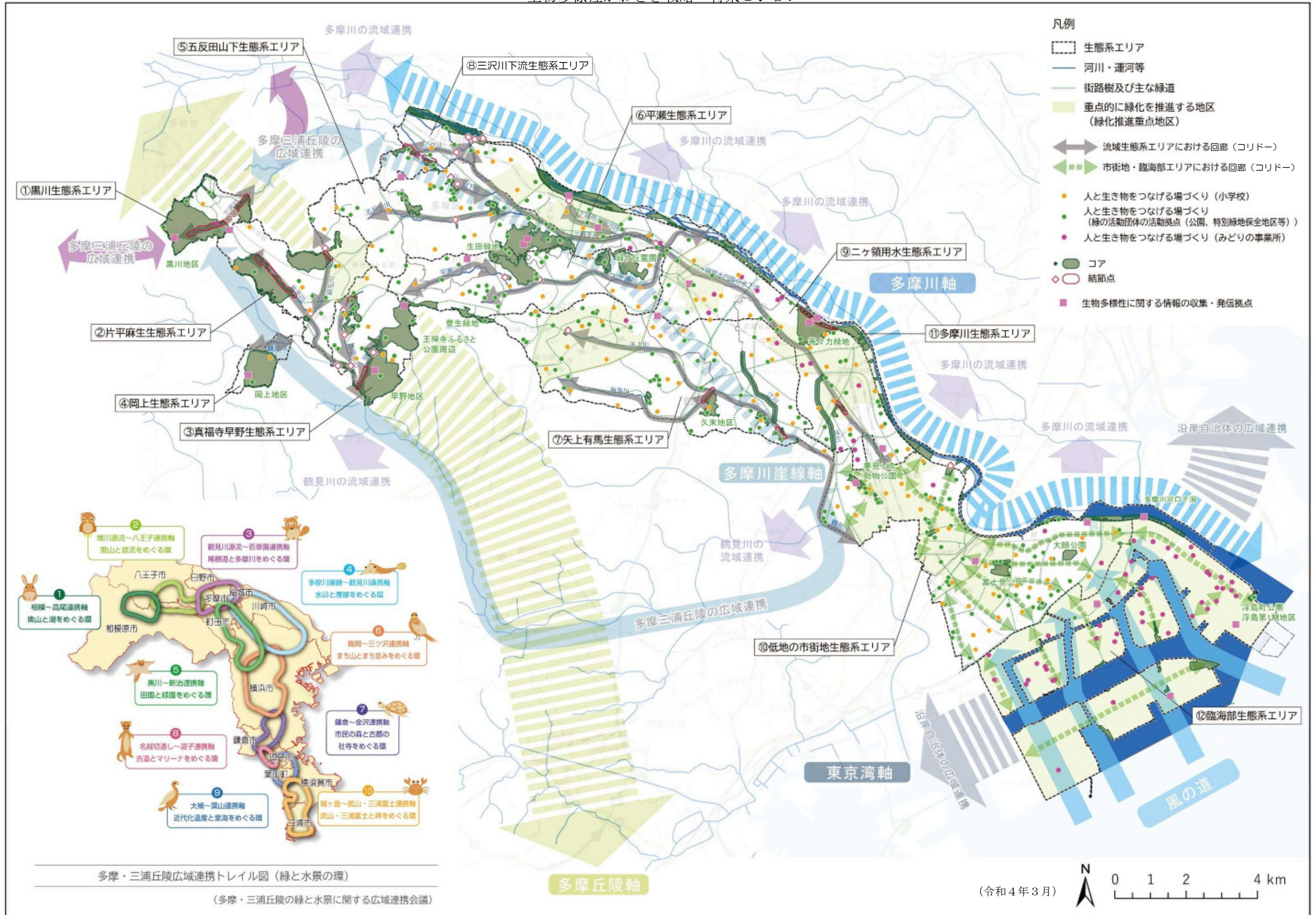


図 3-6 戦略でめざす将来ビジョン図